

清代満洲の辺疆社会

——清朝の流刑政策と辺疆　その二——

川久保悌郎

はしがき

清代全期を通じ多数の罪徒が辺疆に発配された。その軍事的・経済的並びに社会的意義と役割とには辺疆社会の考察に際し看過し難いものがあるとすゝる立場から、嘗てこの問題を取り上げ、「清代に於ける辺疆への罪徒配流について」——清朝の流刑政策と辺疆　その一——と題し本誌第十五号、史学篇IIに一文を発表したことがある。しかしその叙述は、紙幅の都合もあつて清朝の流刑制度乃至流刑政策との関連において清代流刑地の年代的分布とそれへの発配の瀬度の変遷を跡づけたにすぎず、当然論及すべくして論及し得ないままに割愛した部分が少くなかつた。本稿では前稿の欠を補う意味で主として流刑地における罪徒の種々相を明らかにすると共に、併せて辺疆社会形成の問題とその実態に触れて見たいと思う。従つて表題は異なるが、本稿は前稿の続篇をなすものである。

さて前稿で見來つた如く、辺疆諸地域に配流の身となつた罪徒は、発配の事由となつた罪状が種々雑多であるばかりでなく、その素性——出自・身分・職業等々——においても凡ゆる階層を網羅しており、従つてその適用律も亦各部門・条項に亙つている。配所に在つて彼等罪徒のうけた待遇や服役内容がこれに應じて差別があるのはいうまでもなく、同じく流謫生活とはいふながら各罪犯毎にその境遇はさまざまであつて、これを一律に論ずるわけにはゆかない。そこで清律の分け方に従い官犯と然らざるもの、即ち常犯とに大別して考えることが便宜であらう。官犯とは文武の官員で法を犯し罪に問われたもの、常犯とは官員に非ざるものゝそれをいう。この外、宗室・覺羅・旗人などの特殊身分者の罪犯を一般人の罪犯、即ち民犯と區別して考えることも出来る。少なくとも文献上に現われた限りでは、罪犯発配事例の中、官犯関係のものとは可成りの分量に上つている。その事由も亦公罪・私罪に分たれるが、要するに、官吏服務規定違反の類、職務上の怠慢・失策、収賄及び官物・公金の詐取横領等々の汚職に関するもの、或はまた破廉恥な背徳行為などで、一つとして尠大なる官僚機構に巢喰う宿弊、官吏階級の頹廢の証左たらざるものはないといつて過言ではないのである。常犯の場合も同様その事由は多岐に亙るが、一般的にいつて強盜・殺人・強姦致死等々兇惡な犯罪、惡質な國禁侵犯に基くものが大部分を占め、更にまた官員と然らざるものとを問わず、特殊身分者と一般人との別なく、謀反罪・大逆罪・謀叛罪などに問われた政治犯、或はまた邪教入信の宗教犯の類、及びこれらの縁坐者・連累者は数量的に見ても相當の割合を占めていたと考えられる。何れにしても同じく流刑(以下括弧を附さない場合は一般的用語として用う)に処せられたとしても、律にいう「流」・「(充)軍」・「發遣」の輕重の段階により、また当該罪犯の身分に應じて比較的安易放縱な状態に置かれたものゝあつた反面、一方では奴となつて終身苦役に呻吟せざるを得なかつたものもあつて、彼等流徒の配所における態様は千差万別であつた。

先ず幾多の流刑事例について檢すると、配所に至つて後の流徒の状態と服役内容とは、「安插」・「安置」・「效

力」・「效力行走」・「效力贖罪」・「自備斧資效力贖罪」・「当差」・「種地」・「充当苦差」・「給官兵為奴」
 ・「管束」・「嚴重管束」・「圈禁」等々のニュアンスに富んだ表現の下に示されている。これらの表現の中には「
 安插」とか「管束」とかの如く単なる普通用語として一般的な意味にも解されるものがあるが、これらの字面の相違
 は決して無根拠なものではなく、律に準拠した軽重の差等を暗示しているといつてよい。⁽¹⁾しかしそれにしても、これ
 だけではそれらが示す具体的内容と差異とが分明であるとは必ずしもいへ得ない。今比較的明確と思われる表現上の
 差異に着目するならば、服役内容に関しては①「效力」、②「当差」、③「種地」、④「給官兵為奴」、管束の度合に
 関しては⑤安插、⑥管束、⑦圈禁の都合七つのグループ乃至範疇に大別することが出来ようかと思う。そしてこれらの
 うち事例として最も頻出度の高いのは②③④であつて、就中②は官犯の場合に多く見受けられ、「贖罪」を伴うのが
 通例である。因みに光緒大清會典卷五三刑部、五刑發遣の条には「官犯則令效力贖罪焉」とある。「效力」の内容につ
 いては後述する。次に③④は常犯で流刑に処せられたものゝ該当例が大部分で、当然ながら事例数においても、罪
 犯の数においても圧倒的に多く、苟も辺疆に發配になった罪徒の境涯や動靜に関しては、考察の中心対象となるもの
 である。②と④との別は一見して明らかであつて問題はない。律文においても「当差」「為奴」の別を設けている。
 例えば前引の大清會典卷五三、同条の説明の中にも「發往吉林・黑龍江・伊犁・迪化等處。酌量地方大小。均勻安插
 ・分別、当差、為奴。(下略)」と見えており、皇朝文獻通考卷二〇四刑考、徒流の条にも「乾隆二十六年定發遣巴里坤
 人犯。分別種地、当差、為奴之例。」とあり、「当差」「為奴」の外に③「種地」を區別している。なお清史稿、刑法志
 二に見える「發遣」の説明箇所にも「(上略)乾隆年間新疆開辟。例又有發往伊犁・烏嚕木齊・巴里坤各回城。分別
 為奴、種地者。(下略)」とある。⁽²⁾「種地」というからには専ら開墾耕作に従事せしめられた場合を指し、「当差」と
 はその他の雜役差使に充当されるものをいうのであろうが、「当差」の場合とて田畑における労働を含まぬことな

ろう。同じく「当差」でも「充当苦差」となると、辛苦の度合の異なること勿論である。(2)(3)(4)何れにしても流犯が配所に在って肉体的重労働を強いられたことには変りないのであって、死一等を免ぜられた重犯や前科を幾度となく重ねた悪質の罪犯は皆配所に発配された上苦役に服するか、或はまた兵丁に給せられて奴となり、その駆使するところとなったのである。(7)圈禁は宗室・覺羅などの特殊身分者の重犯に多くその適用例を見るもので、配所において監禁生活を余儀なくされたものである。恐らく清朝皇族としての彼等の体面上、他の流犯と一線を劃する取り扱いをなしたものと思われる。尤も一般流犯でも、例えば当人が精神錯乱者であったり、狂暴性があって管束上特にその身体的自由を束縛する必要がある場合の如く特殊事情のある時は、この処置がとられたことというまでもない。

二

さて官犯は前述の如く配所へ発配の上「效力贖罪」せしめ、罪の軽重に応じて三年或は十年の刑期満了後は本籍地へ釈回せしめるのが一般通則となっているが、⁽³⁾それにしても「效力」とは頗る幅のある表現であって、その実際について具体的内容を検討して見なければならぬ。幾つかの事例を挙げよう。前稿でも引用したところだが、雍正四年十月阿爾泰へ流された楚宗の場合は「発往阿爾泰種地効力」(大清世宗実録卷四九一以下) (大清を略す) 同月丁卯の条) であり、同七年七月同地方に発配になった御史楊保の場合は「発往阿爾泰車站効力」(同卷八三) 同月丁未の条) であり、また同五年閏三月插漢拖輝に配せられた兵部尚書法海の場合は「発往插漢拖輝。……在水利処。效力行走」(同卷五五) 同月辛酉の条) であり、更に乾隆四十一年十二月伊犁に流された御史炳文の場合は「……以司官效力贖罪」(高宗実録卷一〇二三) であり、同じく四十九年三月新疆へ送られた広東巡撫尚安の場合は「弁事效力贖罪」(同卷一二〇一) 同月甲寅の条) であり、なおまた同五十八年九月熱河に流された両淮塩政巴寧阿の場合は「……在工程処。自備資斧。效力贖罪。」(東華錄、乾隆一一九) 同月庚申の条) となっており、官犯が配所に

在って課せられた役務がさまざまであつたことが窺われる。これらの事例に徴するならば、勿論一概にはいえないが配所所在の駅・官衙等において事務雑用を弁じ、或はまた水利工事・造営工事などの現場で監督や請負仕事に充てしめられたことが明らかであつて、「自備資斧」とは所要費用を自弁したものであろう。

要するに、官犯は一面その前歴・経験・能力を買われて、いわば知的役務に使役、利用され、必ずしも単なる肉体労働のみを強いられたわけではない。従つて名目上は「流刑」及びこれに準ずるものであつても、その實質は僻地への左遷と何等異るところなかつた場合も少なくないのである。但し官犯といえどもその罪状特に重いものはこの限りでなく、苦差に充たされたのであつて、事実その事例も亦決して乏しくない⁽⁴⁾。たゞ官犯の場合は「效力贖罪」の適用事例が最も多く、その点一般的であつたと見做される。

官犯の服役内容が概ね以上の如きものであつたとするならば、配所における彼等官犯に対する監督、取締りの程度がどのようなものであつたかがほど推察されるが、恐らく寛に失する向きがなかつたであらう。殊に清朝官紀の弛緩が漸く著るしくなつた嘉慶以降その弊が愈々認められるようである。同じく官犯でも大員と小員とでは自ら異なるものがあるが、一般的にいって彼等の流謫生活には安易放縱に墮するものがあつたことは否めない。例えば、臣僚に国法の勵行を要請するところあつた嘉慶十五年七月丙子の上諭を見ると「近来諸臣の中には法を厳格に執行する者が少なく、法を廢する者が多い。人の怨みを買つてまでも法を勵行しようとする心がなく、ただ恩を売ることのみ知つてゐる。本朝の法度は公平で一切の断罪、論刑も亦敵にすぎ当を失するといふことがなかつたと思ふが、若し仮りにあるとするならば、かたく法を執つて論奏すべきである。」との意を述べ、更に語を続けて

豈有陽奉陰違。私向罪人昵比之理。即如近日查出綳武布等獲罪之後、發往吉林。秀林等竟為之代修住房。伙助盤費。並且為之措織官項。甚至餽送節礼多次。風聞各処遣戍官犯。並有与將軍並坐共食者。豈不可駭。朕於臣下所犯罪名。

區別詳慎。其罪不至死者。按照定律。分別軍流。至於大臣間擬遣戍者。大率案情本重。尚不至死。是以止坐謫戍。令其備嘗艱苦。至於日後。或加恩積回。或令其多任數年。或竟不准積回。皆必詳審再三。歸於至當。乃朕方令其折磨改悔而該處大臣、輒為經、營、曲、庇。安其服食。便其起居。俾得花消逸樂。盡忘戍所之苦。豈非背法而行必欲與朕意違乎。(下略)
(仁宗實錄 卷二二二)

とある。これによれば、罪を獲て吉林に発配になった綏武布等のために管束の責に在る上司、即ち吉林將軍秀林が代つて住房を修築するの勞をとり、その経費を補助し、しかもその資金を公金から借用支出したのみならず、節札多次に及んだことが明らかであり、各処の配所において官犯が將軍等と往来、会食するが如きは、最早日常茶飯事と化し、別に奇とするに足らない有様であつたことが窺われる。かくして彼等官犯は配流の身でありながら反つて安逸を貪ることが出来て、流刑の本旨とする「折磨改悔せしむる」の実は全く失われんとしたのである。秀林が何故このような不明朗な行為に出でたかについては、同上論の他の部分で「(上略)蓋縁伊等在彼。亦自知當私敗檢之事。難免人知。予恐發往之人積回傳播。既可藉此弥縫。而又結交見好。予為他日地步。其居心豈復可問乎。」と述べておるように、流犯等の積回後自分達の旧悪が中央に伝聞さるるに至ることを虞れ、これによつて弥縫せんとしたものに外ならず、遣戍の官犯と交際を結びとり入つたのは、將來の地步を築く下心からであつたと見られる。こゝに挙げた綏武布等の例は、或は極端な部類に属するかも知れないが、このような悪習は多かれ少かれ官犯一般にまつわる風潮であつたのであらう。考えて見るのに、偶々配所に至つた官犯が中央官僚の有力者であつたような場合、管束の任に當る現地官憲は恐らく一目も二目も置いたであらうし、勢いその待遇や取締りには手加減が加えられたことも大いにあり得る。しかも僻地の配所現場における罪徒の管理は、中央の眼が届きにくかつただけに得て疏漫に流れ勝ちであつた。殊に官犯の場合には、現地の監督官員が阿諛迎合の態度に出で厳正を欠く憾みがあつたに相違ない。また一方官

犯の側でもその地位と勢威に藉りて国法を無視し、恬として意に介しないものもあつたであらう。

なおまた官犯でひとたび流刑が確定し、発配の令を得た後も、口実を設けて配所への出発を故意に延期し、荏苒元任地に逗留すること年余に及ぶものすら少なくなかつたことも、屢々見受けられるところであつた。嘉慶二十五年六月甲午の上諭には

向來在京發遣官犯。俱於奉旨之日即日押令起程。乃外省發遣官犯往往藉交代未清為詞。經年累月任其逗留。啓其勾訐。実屬延玩。著通諭直省文武大員。嗣後發遣官犯於奉到諭旨之日。即勒令起解。不許片刻停留。如有交代未清事件。該管上司另行覈弁。其官員革職者。奉旨之日。即行摘去頂帶。(下略) (仁宗実録 卷三七二)

と見えており、清朝当局のお膝もとの京城より発遣の場合は、流石に官犯も憚るところあつたと見え即刻出発したもののようであるが、外省よりの場合は、後任者との事務引継ぎ未了などのことに託して出発を延引する弊のあつたことが分る。一事が万事で、既に配所へ赴く際に指摘されているような事態が起つているとすれば、配所に至る途中発病に託して任意久留するなどの勝手な行動は、決して不思議なことではなかつたのである。以上を綜合して考えると、配所における官犯の行跡及び状態が、その全貌ではないにしても、幾分なりと察知することが出来ようかと思う。

三

次に常犯について(4)の範疇即ち「給官兵為奴」の場合を中心に考察を進めよう。この範疇の該当事例が「発遣」の場合に集中していることは、律の規定からしても当然で、満洲の吉林・黒龍江方面の官兵、特に索倫・達呼爾(里)或は新満洲の兵丁の奴となした場合と、新疆の伊犁方面の厄魯特の奴となした場合とが最も顕著であつて、その主要なるものである。今後者については姑らく措き、前者についてのみ述べることとする。既に前稿で見たように、満洲

の吉林・黒龍江方面、殊に黒龍江方面への罪徒発配は、康熙中葉以降清末に至るまで、時にその瀬度に増減があるにしても、断絶したためしがない。しかも実際の流刑事例について検するに「充当苦差」でなければ「給官兵為奴」の場合が大部分を占めていて、早くも康熙三十一年の覆准に「免死減等發往黒龍江為奴之犯。令該將軍酌量均分給予新滿洲及達古里窮披甲之人為奴。」とあるのが想起される。發遣の上、兵丁の奴とされた人犯は、その数量も多くその素性は雑多を極めた。一体遣犯を兵丁に給して奴となしたのは、兵丁をして彼等を自家の用に使役利用せしめるの外、恐らく罪犯の身柄を托して常時監督せしめる管束上の便宜に拠ったもので、現地官憲はこれによって直接罪徒を管理する煩を省くことが出来た。しかしそれとは逆に、罪犯を奴として給せられた兵丁は、罪犯を管束すると共に給養する義務を暗黙裡に負わされたような形となり、後で触れるように、これが兵丁の負担と化する場合が生じた。なお康熙三十七年四月己酉の大学士等に下した上諭を見ると

人命所關重大。朕數年以來。將為盜者止誅首惡。為從者。從寬免死。發往黒龍江。朕曾問及將軍薩布素。此等罪犯聚集。或致生事。擄、奏、新滿洲、兵衆多。將兇徒、分給為奴。勢孤力散。惡不能逞。由此觀之。不但全活甚衆。且新滿洲資益良多矣。(聖祖實錄 卷一八八)

とあり、兇徒を各兵丁に配当し、かくして主奴の主従関係の下に彼等を緊縛することは、彼等を孤立分散せしめるのに役立つ、兇悪な罪徒が聚集することによって起り得べき事端の発生を予防する上に有効な処置と考えられたのである。つまり「給官兵為奴」の方策は、清朝の流徒対策としていわば一挙兩得的な利点を持っていたといふべきであるが、實際問題となると、種々の問題がないわけではなかった。成る程、主家たる兵丁は給せられた罪犯即ち奴に対して生殺与奪の権を握り、自家の雑用に酷使するを得たに相違ないが、一面奴の最低生活はこれを保証しなければならぬ立場に在り、それに管束上の責任が加わった。これは確かに兵丁等の負担であつて、時によりこの負担に堪えられ

なくなる事態も生れたのである。それは兎も角、兵丁（主家）と罪犯（奴）との関係において、先ず普通考えられるのは、罪犯が兵丁の虐使、凌辱を蒙り勝ちであったことであろうが、果して高宗実録卷二六、乾隆元年九月甲辰の条には

定披甲人凌虐遣犯併免職官生監等為奴之例。諭曰。兇給黑龍江・寧古塔等處披甲為奴之犯。原係叛逆及強盜滅等者。此等皆罪惡重大。寬免其死。兇令為奴。已屬法外之仁。而伊等兇惡性成。仍復犯法。是以定有聽伊主打死勿問之例。乃聞各處披甲人等竟有圈佔該犯妻女。不遂所欲。因而斃其性命者。情甚可惡。且其中有曾為職官生監而立凌辱。漫無區別。情實堪憫。著各該將軍等查明現在為奴人犯內有曾為職官及拳貢・生監出身者。一概免其為奴。即於戍所另編入該旗該營。令其出戶當差。（下略）

と見えており、その間の消息は極めて明らかである。この定例の本旨は、元職官及び拳貢・生監出身の身で偶々罪を獲て配流に処せられた者が、兵丁の奴とされ、その凌辱に遭うのは忍びないところであるから、爾後これらの身分のものについては奴となすことを免じようというのであるが、こゝに指摘されているように、兵丁の中には主人たるの威を藉りて遣犯の妻女を圈占し、その欲するところを遂げんとして致死するに至らしめるが如き暴行を敢えてするものゝあつたことを物語っている。思うに、兵丁の奴とされた遣犯は総じて桀驁にして制御し難い連中であつたから、これらのものゝ管束には実は手を焼くものがあり、往々にして鞭扑に訴えて制裁を加えざるを得ない場面の起つたことは推量に難くない。さればこそ、「聽伊主打死勿問之例」⁽⁷⁾が定められていて、主人が奴を打死せしめることは、已むを得ぬことゝしてその罪は不問に附せられるのが例であつた。しかしこのことは、他面ともすると鞭扑の濫用を招いたと考えられるし、主人たる兵丁の横暴を一層助長せしめる結果ともなつたであろう。従つて奴が主人の酷い仕打ちに堪え兼ねて憤激の余り主家を皆殺しにした事件も亦稀ではない⁽⁸⁾。何れにしても兵丁が遣犯の妻女を圈占するが如き

は、さなくとも辺疆の無味乾燥にして殺伐な社会環境の下においては起り勝ちなことであつたと、いわなければならぬ。

ところで、こゝで一考すべきは配所における罪犯とその妻女との関係である。一般的にいつて、罪犯の妻女で夫に随伴して配所に至らんことを願うものは准されたが、この自由意志による場合と、特旨を以て、或は律の「僉妻之例」に照らして本犯諸共に配所に送られた場合とがあり、前者の場合は回籍せんことを願えば准されたし、配所に在つて直接官憲の管束を受けることのなかつたのに対して後者の場合は当然本犯同様のな拘束をうけ、管理の対象となつたのであろう。自発的にせよ、律の規定に基くにせよ、妻女を本犯に随行せしめる方針がとられた一半の理由は、若し本犯が単身である時は配所に懸恋すべき室家とてなく、逃亡し易いといふのであつて、本犯を配所に落着かせる意に出でたものゝようである。今問題にしている「給官兵為奴」の場合、本犯の妻女は如何に取り扱われたか、實際生活における本犯との関係はどんなものであつたのか、その辺の実情は判断し難い。たゞ妻女は受刑者当人ではないから、本犯とは自ら異なる状態に置かれていたものと考えられる。この点については幸い乾隆二十九年十一月庚戌の上諭が一つの示唆を与えてくれる。即ち富僧阿の奏請を引用して

擬富僧阿奏称。兇到黒龍江給与旗人為奴之人犯。所有随帶妻子。部文内止称將本犯賞給兵丁為奴。並無一併為奴字樣。是以未將伊等妻子并理為奴。俱聽另居度日。現在伊等妻子。並無管束養育之人。不但易致為匪。即伊等之夫牽連室家。於各該主家。亦不能安心服役。請將現在兇到並嗣後有原主將妻子一併送部發遣者。俱給兵丁為奴。嚴加管束。不致滋生事端等語。所奏是。此項兇遣旗人家奴。俱係不肖匪徒。既經發遣。賞給兵丁為奴。其妻子若無人管束。聽其另居。於理不合。該部不過拘泥僉遣与不僉遣之条耳。著照富僧阿所奏。除將現在兇到為奴之妻子一併給与原賞之人為奴外。嗣後旗人兇遣家奴。如有同妻子一併送部發遣者。俱著一体賞給兵丁為奴。著為令。(高宗實錄 卷七二二)

とある。つまりこれによれば、従来黒龍江へ発配となり旗人に給して奴とされた本犯随帯の妻子については、刑部の通牒文に本犯と一緒に兵丁の奴となすとの文字がなく、従つて妻子の別居管生を聴していたのだが、監督養育に当る人がなく匪と為り易かつたのみならず、一方では本犯の夫は室家に牽制されて主家に在つて落着いて服役することが出来ない有様であるというのであり、この富僧阿の奏請を機としてその不合理が是正されることゝなつたのである。つまり爾後律にいう「僉遣」「不僉遣」の別に拘りなく本犯随帯の妻子は本犯諸共に兵丁に給して奴となし、嚴重に管束を加えることに決められたのである。

さて兵丁と奴との間には、以上挙げたような殺害・婦女暴行等の好ましからぬ事件が絶えなかつたであらうが、罪犯の管束に手ぬかりがなく、彼等の給養にこと欠くことがない中は、それ自体差して問題とするには足らなかつたであらう。しかし管束といふ給養といふもともと万全が期せられる筈のものではなく、殊に發遣罪徒が激増して各流刑地の收容能力が限界に達して来ると、この問題は愈々困難を加えるに至つた。不平不満の徒は取締りの疏漫に乗じて脱逃を企て、或は改悛の情とてなく配所においても犯罪を重ね、官紀の弛緩はその勢いに油を注いだ。兵丁と奴との関係においても種々の問題が派生し來つたことは否めない。例えば、嘉慶十七年十二月庚子の上諭を見ると

東三省為我朝龍興之地。因吉林・黒龍江二処地氣苦寒。従前定例。將獲罪人犯發往該処兵丁等為奴。昔時人数有限。到配後尚易於管束。近縁広東・福建等省、弁理洋盜、盜匪等案。將夥犯情重者。俱照擬發往。人数積至数千名以外。該処兵丁歲支錢糧。本有定額。祇敷養贍身家。今發給為奴者。日增日衆。責令収養。其生計必愈形苦累。且該処習尚淳樸。此等為奴之犯。大率皆兇狡性成。百千羣聚。故習未悛。甚或漸染風俗。於根本重地。尤屬非宜。甚有

關繫。(下略)(仁宗實錄
卷二六四)

とあり、広東・福建等南省の洋盜・会匪等の犯徒が夥しく發遣されるようになって遣犯過剩を訴えるに至つた當時の

吉林・黒龍江方面の情況を伝えている。即ち遣犯の兵丁に給せられて奴となったものが日増しに衆く、これがため辛うじて身家を養うに足るにすぎない薄給の兵丁の生計が愈々圧迫を蒙り、貧窮化する形勢であるというのである。更に翌十八年七月丙寅の上諭も亦再びこの問題に触れて

向例発往吉林・黒龍江為奴人犯。多係免死減等。情罪較重者。分給兵丁為奴。原使、之、備、嘗、艱、苦、長、受、折、磨、乃、兵、丁、不、能、養、贖、竟、有、聽、其、贖、身、自、謀、生、理、者、殊、乖、立、法、懲、奸、之、意、現已嚴行飭禁。惟是該兵丁每月所領錢糧。僅足自贖身家。令其蒙養遣犯多人。適足以增苦累。似不若改給該犯官員為奴。伊等廉俸較優。並約束亦易於為力。(下略)(仁宗

卷二)
七二)

と述べている。これによれば、兵丁が奴を養贖する負担に堪え兼ねて、遂にその奴が贖身して自活の道を講ずるのを聴^{ユル}すに至ったことが知られる。こゝにいつているように、かゝる事態が奸を懲らす立法の趣旨に甚だ背馳することであつた故、この際貧窮な兵丁よりも寧ろ俸給の比較的優り、経済的負担力のある官員に改め給するに若くはなく、かくすれば約束の道においても一層有効ではないかと考えられたのである。かくして現地の官員に遣犯を奴として賞給することも行われたが、果してどれだけ奴の贖身するのを防止し得たかは疑問である。奴が贖身し、主従の羈絆を絶つて自由を獲得することは、上述の如き事情で主家の兵丁側からすれば厄介物を手放すことであり、その意味で主奴両者の利害の一致するところであつたから、如何にその都度例禁を厳達してもその効果は望むべくもなかった。嘉慶十五年十月乙未の上諭でも、吉林將軍秀林の言に言及して

(上略)乃前者秀林於召對時。曾經奏及吉林發遣為奴之犯。到彼分給兵丁。其人畧具貲財。向所分之主贖身。以後即聽其所往。或挾地謀生。或潛行逃遁。及至点卯時查出而所給之主公然以業經贖身与伊無涉登覆。(下略)(仁宗實錄卷二三三—五)とあり、事情は吉林方面においても同じであつて、贖身は当時の風潮ともなつていたと見える。即ち奴とされた遣犯

の中には何等かの方法でやゝ蓄財するとその身を贖い、一たび解放されるや、地を拵んで定住、自活の道に入り、或は潜行逃亡するものゝあったこと、また偶々官憲の点呼によって事の次第が発覚するに至っても、主人は奴の既に贖身したからには最早己の与り知るところではないとうそぶき、憚るところなかつた状が窺われる。思うに、自然発生のな主家と家奴との封建的身分關係でさえも弛緩し、解体の方向に進みつゝあつて、その点からは下剋上の風潮が著るしくなつて来たと思われる清代社会に在つて、以上の如き單なる法的強制をその背景とする兵丁と遺犯との主従關係が如何に壞れ易いものであつたかは、決して怪しむに足らないところであらう。遺犯にして若し贖身という手續によらずして奴たる境涯から離脱しようとするならば、道はただ一つ、脱逃の手段を拵んだであらう。

四

ところで、罪犯が護送の途中、或は配所から脱逃するといったことは、それ自体としては時所を通じた普通現象で何等注目に値する事柄ではない。ただ問題となるのは、このような事件の時代による瀕発度の高低とその事情とである。そしてその事情の主なるものは、罪犯管束の成否如何であり、またそれには配所における罪犯の多寡と、監督官員の綱紀如何の問題が少なからず關係している。既に康熙四十一年十月乙丙の刑部の議覆には

黑龍江、寧古塔等処、發遣人犯、逃者甚衆、皆由該管之人不行查察、（聖祖實錄） 應令各該將軍打牲總管等將發遣人數每月查明咨部。至年終該將軍開明總數具奏。臣部勘對。如有發遣人犯逃走一名者。伊主官則罰俸三月。平民鞭責。至二三名者。計人數加罪。其該管將軍・副都統・協領・佐領・驍騎校等亦分別降罰。小撥什庫鞭責。（中略） 其發遣人犯逃走。若緝拏時。有拒捕者。即行正法。（中略） 從之。（聖祖實錄）

と見えており、黑龍江・寧古塔等の処の發遣人犯の中から管理官員の監督不届きのため多数の逃亡者を出だす状態であ

ったこと、またこれを機として上は將軍から下は小撥什庫に至るまでの関係諸員の罰則が定められたことが分る。楊賓の「柳辺紀略」巻四にも「寧古塔流人。地方官防範向不甚嚴。給飯入関者固多。忽然宵遁者亦不乏。本地既不稽查。関隘出入亦無須官票。(下略)」とあるところを見ると、当時は配所現地における人犯の取締りが案外粗略なものであったことが推察出来る。綱紀の大きに張つたと考えられる康熙年間においてすら、このような始末であつたとするならば、遣犯のみに激増し、且つ官紀の弛んだ後年における罪犯管束の疏漏と、それに因る脱逃者の多出とは、当然すぎる位当然なことであつたかも知れない。よし仮りに関係官員の規律が厳正で管束に万全が期せられたとしても、脱逃事件の如きものは偶発的にいくらも起り得る。況してルーズな取締りは、確かに罪犯に脱逃の間隙を与え、その脱出を招来する有力な原因となつていたに相違ない。しかしその根本は、それぞれの配所における罪犯の多寡と管束及び給養能力とのバランスの問題に帰せられる。このバランスにして一たび失われると、脱逃を始め紛擾其他の事件が続出することとなるのである。清朝の流刑地対策も亦結局このバランスを如何に整調し保持するか、具体的にいうと、遣犯の一所集中を避け、適度にこれを分散することに在つたわけである。若しこの処置にして妥当を欠き、不首尾に終つたとすれば、それはとりもなおさず清朝流刑政策の破綻を意味さずして何んであろう。前稿で詳述して置いた通り、清朝はその当初主要な流刑地をなしていた満洲方面については、時代の進むに従い盛京から吉林へ、また吉林から黒龍江方面へと流刑地の転換を行い、また康熙から雍正にかけては漠北への用兵を契機として同方面と、更にまた乾隆中葉以降は新開の新疆方面のそれぞれと満洲方面との間に、罪犯の発配に関して相互調整を行ったのみならず、これらの諸地方と雲南・貴州等の煙瘴の地方、或は内地との間にも同様相互融通を計り、遣犯の一所集中と過剰に伴う弊害を極力除去することに腐心するところあつたのである。例えば、清代を通じて二大流刑地をなしていた満洲と新疆との間の相互調整に関していえば、満洲方面への罪犯発配は国初以来のこととしてその数は康熙末年には

相当量に達し、聚積の兆を示したが、偶々雍正年間に入ると漠北の各軍事基地が、そして乾隆中葉には新附の新疆が好個の流刑地として登場し来ったので、同方面へ続々と発配が行われることとなり、その結果滿洲方面の状態はそれだけ緩和された。しかし一方乾隆末年になると、今度は新疆方面が罪犯過多を訴えるに至り、これがため滿洲方面へ分発する方針がとられた。乾隆五十四年六月甲申の上諭には

前經刑部以新疆遣犯人數衆多。奏准少發該處。現在刑部定擬發遣各犯。已俱照此弁理矣。但外省審弁案件。有減死一等重犯。以及間擬軍流人犯。情罪較重。不足蔽辜。從重弁理者。仍多奏請發往新疆伊犁等處。此等兇惡匪徒。同在一處。聚集成羣。難保無糾約滋事之患。(中略)嗣後應將間擬發遣各要犯。分往吉林打牲烏拉及黑龍江之索倫・達呼爾・琿春等處。俾兇徒不致日聚日多。方為妥協。(下略)(高宗實錄 卷一三三三)

と見えており、その間の経緯は明瞭である。次いで嘉慶二年には嗣後大逆縁坐の人犯はこれを黒龍江へ發遣し、索倫・達呼爾に給して奴となすことが定められるなどし、⁽¹⁾滿洲方面への發配はまたまた逐年増加する方向を辿り、ついには飽和状態を現出するに至ったと見られる。同十八年三月に吉林・黒龍江に發往、奴となすに擬せられた人犯を新疆に改發せしめることとなったのは、⁽²⁾この間の事情を物語るものであろう。このように各配所の実情を勘案して罪犯發配に調節が加えられたのだが、それにしてもこれだけで問題が解決する筈のものではあるまい。清朝がこれと平行して時々の恩赦により、或は律の規定の緩和によって配所に在って服役状態の良好な者、即ち「安分守法者」「守法悔過者」、或は高齢者に対して可及的に寛免、減積の処置を講じたことは当然であった。本来このような処置は、罪犯に「改悔自新」の機会を与えようとする積極的配慮に基くものであるが、かくすることによって各流刑地における罪犯壅積の状態を幾分なりと減殺せんとしたものであることも事実であらう。新帝の即位という如き国家的慶事や天旱・雨沢愆期・地震等の異災に際し、或はまた皇帝の巡幸のみぎり恩赦の令を發することは一般的慣例であるか

ら、これは別として二、三の例を挙げるならば、乾隆十一年三月には軍流人犯内で已に十年を過ぎ、「安分守法」にして過ちを犯すことなかった者の回籍を准し、⁽¹⁴⁾同三十八年八月には新疆へ改發された人犯についてであるが、重犯と雖も奮勉出力し既に十年に及ぶ者には回籍を准す道を開いており、⁽¹⁵⁾この新例はその後更に直省全般に拵げ適用さるゝに至つたと見える。即ち皇朝文獻通考卷二一〇、刑考赦宥の条に「(乾隆)四十三年命省釈在配軍流以下人犯。上に直省軍流人犯。自乾隆十一年省釈之後、歷時已久。至配漸多。諭各省督撫。查明已過十年者。咨部照前例核議省釈。其有在配自能謀生不願回籍者聽。」とあるのは、これであつて、⁽¹⁶⁾その理由に人犯の配に至る者が漸く多きを加えたことを挙げているのは、注意してよからう。嘉慶年間に入つてから寛釈の令がその数を増して来ているように見受けられるのは、矢張り同じ理由からであつて、その必要が特に感じられたからであらう。嘉慶十年十月癸卯の刑部の議奏を見る。

(上略) 其發遣吉林・黒龍江等処常犯。如強盜免死大逆緣坐叛案干連邪教會匪及台灣聚衆搶奪殺人放火為從各犯。均係情罪重大。雖在配年久。年歲垂死。均不准其減釈。其餘各項遣犯。應請不論當差為奴。均擬以在配十五年実係安分守法而又年至七十歲。及年已七十安分守法而在配未滿十五年者。俱准其釈回。如在配已滿十五年安分守法而年未至七十歲者。減為内地充徒三年。再行釈放。(下略) (仁宗実録卷一五六)

とあり、以下長文に互るので省略するが、この議奏は吉林・黒龍江等処並びに伊犁・烏嚙木齊等の処へ發遣の官犯・常犯について詳細な減釈規定を掲げており、允許されている。なおまた仁宗実録卷三四六、同二十三年九月庚子の条には「命奉天・吉林・黒龍江等処。除十惡死罪不赦外。余一宥各罪。俱減等發落。軍流以下等罪免。」とある。このよ
うな恩赦、減釈の処置、また先きに述べた罪犯発配の調節、流刑地の時による転換がその目的とするところを達成し得たかどうかは、今問わない。明白なことは、各配所における罪犯の過剩とそれに帰因する管束上の困難と欠陥とが

愈々以て増大し、脱逃者の続出が慢性的現象と化したということである。

遣犯脱逃の個々の事例は、文獻上余りにも多く見受けられ、文字通り枚挙に遑ない。従つてこゝでは例示する煩を避けるが、大勢としては乾隆末年以降脱逃件数が次第に増加し来つてゐることが看取される。乾隆五十年十一月乙卯の上諭に見える吉林將軍都爾嘉の奏によれば、吉林へ発往の人犯で、逃亡中で未だ縛に就かない者は旧犯で五百三十九名、新犯で二十名を数えており、同五十八年十一月吉林將軍恒秀の稟奏した「歴年發遣人犯數目」には逃亡者總計四百余名と報告されてお¹⁸⁾り、これは未逮捕者の數字である。翌五十九年二月黒龍江將軍明亮等の稟報した黒龍江方面の脱逃人犯數目においてもなお四百四十六名を算してお¹⁹⁾る有様である。また同五十八年二月庚午の上諭に引かれて²⁰⁾いる尚安の奏称によれば、烏嚙木齊へ發遣の人犯三千三百余名の中脱逃者で未だ逮捕されない者四十二名があるといつてゐる。これより先き乾隆五十三年二月丁巳の上諭は烏嚙木齊人犯の脱逃事件に触れた序に「(上略)但此外發遣伊犁及各処之犯。在配、脱逃者甚多、(下略)」(高宗實錄 卷一二九九)といつてゐる。なお當時雲南方面においても同じような情況が生れており、昆明等の州県で設置の多羅松林等十二駅に發配の徒犯が日に多くなり、彼等は聚集して匪をなすに非ざれば脱逃を企圖する有様であつたとい²¹⁾う。また個々の脱逃者について見ても、例えば吉林遣犯の奇明阿の如きは、脱逃回数六次に及んでお²²⁾り、しかもこの奇明阿の事件に関連して脱逃五次以上及び十次以上の場合の罪名加重の規定が議せられてゐるところを見ると、奇明阿の場合の如く一見極端な事例と思われるものも、決して稀有なことではなかつたことが分る。このように見て来ると、到るところの配所において罪犯の脱逃が瀕発し、それは最早全国的な兆候となつて来たといつて過言ではなからう。且つまた脱逃のみならず罪犯が配所で集团的に騒擾を起すことも発生した。その代表的なものゝ一つは、乾隆三十三年九月新疆の迪化府昌吉で屯田に使役されていた遣犯二百余人が糾合して夜陰に乗じて昌吉城の城門を開いて侵入、在庫の兵丁の衣履・腰刀等の物品を竊取し、且つ通判の赫爾喜、把総の

馬維國を殺害した事件であつて、彼等罪徒は更に一路烏嚙木齊に向つて前進したが、官兵の至るのと遭遇戦を演じ、殺死一百余名、生擒三十余名を出だし、山を越えて逃散した者も亦官兵の追緝をうけて敗れ去つたのである。同年十一月壬寅の軍機大臣等に下した上諭には

前因各省積匪猾賊情罪較重。定例改發新疆。嗣以此等匪犯在新疆聚集太多。不無怙惡滋事。降旨停止。仍發雲貴兩
広極辺煙瘴充軍。第思閱時既久。各処遣犯又將日積日衆。此等原係生事不法之人。雖投奔遠方。豈足知懲創。況居
処相近引類呼朋。尤易復萌故智。甚至釀成事端。皆勢所必至。近日昌吉之案。即其明驗。(下略)(高宗實錄卷八二三)

と見えており、この種の事件發生の事情が指摘されている。こゝに述べているように、遣犯が一所に集中、過多となることは、事端釀成の因に違いないが、よしそうでなくとも、現地における遣犯の管理、待遇にして宜しきを得ない時には、たゞでさえ手に負えない連中の彼等は爆發させて非常手段に訴え兼ねなかつたのも道理であろう。同様の事件はやゝ後年に属するが、滿洲は黒龍江方面の墨爾根でも發生しかゝつてゐる。即ち嘉慶十八年二月墨爾根城副都統の明德は、遣犯の李必連・劉義章等の自首によつて該処の遣犯の間に「糾衆行劫」を共同謀議した事実のあることを突き止め、首犯韓自有等を始め各犯三十一名を拏獲したのである。この事件はいわば未遂事件であつて、謀議の動機・内容等についての真相は不明であるが、先きの昌吉事件と同じ背景の下に企てられたものであることは、疑いを容れないと思う。そしてこの場合は遣奴であつたのが注意を惹く。何れにしても乾隆から嘉慶にかけて顯著となつた遣犯脱逃の瀕発といふ、上記の如き紛擾事件の發生といふ、清朝が各流刑地における罪犯の管束に如何に手を焼くに至つたかの証左でなくて何んであろう。換言すれば、清朝の流刑政策はその矛盾を露呈するに至つたといわなければならぬ。

以上やゝ概括的なきらいがあったが、罪徒の配所における種々な態様を官犯・常犯両者について述べた。またこれと關聯づけつゝ清朝の流刑政策の動向とその成敗についても聊か言及したので、終りに以上の概観を念頭に置きながら焦点を滿洲の黒龍江方面の辺疆社会にしぼり、その実態を具体的に考察して見ることにする。

さて黒龍江方面が新疆方面と相並んで主要な流刑地をなし、後者が乾隆中葉以降のことに属するのにこの方面は国初を除いて略々清代全期を通じて流犯の発配を見、罪徒の最も集中した地区の一つであったことは、既に屢々繰り返し述べた通りである。しかも同方面への流犯は、「充当苦差」・「給官兵為奴」の範疇に属するいわば死一等を免ぜられた重犯で、「発遣」の場合が多く、且つ常犯が主体をなしていたのは、新疆方面への場合が「效力贖罪」の官犯が比較的多かったのと同様である。黒龍江方面は滿洲の北辺に位している關係上、先ず清初の黒龍江々岸における對露關係の発生とその進展に伴って国防の前線基地として史上に登場し、爾來その經營も亦軍事的観点から遂行され来た。従つて一般民人が進出し、民墾が大いに發展するようになった清末に至るまでは、商賈等の往来出入を除いては、黒龍江・墨爾根・齊々哈爾・呼蘭等の政治、軍事的都市を中心に官員・兵丁が駐する外、その附近の官屯には屯丁、駅站には站丁、水師營には營丁が配せられていたにすぎないから、その社会はもともと軍事的色彩の濃厚なそれであり、経済的には官屯を中心とする農業生産を基盤とするそれであったといふ得よう。しかも前述の如く兵丁の奴とされた遣犯が多数に上つていたことゝ後述するが如く屯丁・站丁・營丁に充当されたものが概ね流徒及びその子孫であつたことゝを思い合せると、その社会構成には流人要素が著るしかつたものと見做される。

ところで、康熙年間の方式濟の「龍沙紀略」の記載に基いて、当時の黒龍江方面の現勢を一瞥すると

駐兵数については

卜魁(齊齊哈爾)。兵二千有四十。滿洲・漢軍、暨索倫・達呼里・巴爾虎充之。

艾渾(黒竜江)。兵一千二百。無巴爾虎。余同。

墨爾根。兵九百。皆索倫・達呼里人。

三城佐領。滿洲二十有九。又灰鴉拉別部籍入滿洲者佐領三。索倫十有一。達呼里二十有八。巴爾虎四。漢軍六。計八十一員。分轄其衆。歲於九月大閱。

とあり、殊にこの地方の山野に原住し、当時半獵半農の生活を営んでいた索倫・達呼里(爾)等の旗に編成されたものが総兵数の殆んど大半を占めていたことは、この方面の特殊性として一顧に値する。同書にも「三城兵籍。達呼里居数之半」と述べている。因みに遣犯で奴として給せられたのが主としてこれらの所謂窮披甲であったことも、こゝに思い合わすべきであろう。恐らく遣犯はこれら兵丁の奴として雑役に使役された外、農耕にも従事したものである。また

戸口数については

卜魁(齊齊哈爾) 戸口二万有二十七

墨爾根 五千七百三十八

艾渾(黒竜江) 一万三千有二十四

漢軍・達呼里・巴爾虎兵役以及站丁、奴、皆与焉。商賈往来無定。亦立冊以稽。

と見え、その人口規模を推察することが出来よう。なおこれらの数字の中には遣犯の数が算入されている。更にまた
駅、水師營については

三鎮二十駅。各千総一・筆帖式一・丁三十名・馬三十・牛二十頭。管駅官二。各司十駅。一駐卜魁。一駐墨爾根。土人稱為站官。

卜魁水師營。總官一。四品官二。五品官一。六品官二。四品五品六品者。猶之佐領・防禦・驍騎校也。皆漢軍為之。艾渾官制同而統於卜魁總管。水手皆流人充役。卜魁三百一十九。艾渾四百二十九。流人漸多。或老懦者則輪費正役。曰幫丁。水手食兵餉之半。故一正予幫。

と見え、また官莊については

卜魁・艾渾官莊各二十。墨爾根官莊十。一莊二十夫。夫輸穀十石草五百束。(下略)とある。

さて前文に明記しているように、水師營に流人の投入されていることは、顕著な事実として目につく。元來今こゝに問題にしている黒龍江方面の場合のみに限らず、滿洲における水師營の設立、編成に際して水性に暗熟した浙江・福建・広東等の南省出身の罪犯を以て水手に充てた事例は、古くは三藩關係叛徒をこれに充てた例を始めとして従來屢々見受けられるところ如で、この場合もその例に洩れない。乾隆九年五月乙巳の刑部の議奏には

署黒龍江將軍布爾沙等疏稱。齊齊哈爾等處水師營內。除三藩人外。俱係發遣人犯子孫。現在額設水手六百八十八名。幫丁一百二十二名內。情願攜骸回籍之水手二百三十五名。幫丁八十九名。若將伊等不時改換頂補。令其回籍。

則新到之人。俱無產業。且不暗修船水戰事務。查該處水手幫丁共八百十名。情願回籍者。僅二百八十人。前臣部并理各省五次緩決人犯。擬以外遣。并現令陸續發遣者。儘可充足人數。且到配者既得差使。便可食糧。不必慮其無業。若以新到不諳船務。則該營現有不願回籍四百余人。可令教習。倘教習需時。差使不便空懸。何難俟頂補有人之日。再令回籍。從之。

(高宗實錄
卷二一七)

とある。これによれば、齊齊哈爾等の処の水師營の構成人員がその当初の三藩人を始めとして専ら遣犯の子孫より成っていたことが明白であり、しかも偶々遺骨を攜えて回籍せんことを願う者の欠員補充の問題に關しても、新來の遣犯を充てる方針のとられたことが分る。これを以てしても、水師營が殆んど流人系統の水手によって編成されていたことは、論を俟たないところである。

次に官莊であるが、官莊はその後年を逐うて増設せられ、殊に乾隆初年には呼蘭地方に大增設を見、同末年においては齊齊哈爾三十処、墨爾根十五処、黒龍江四十処、呼蘭五十一処、計一百三十六処、額丁一千三百六十名（一処十壯丁が基準）を算するに至った。（切）前出の「龍沙紀略」には「（上略）竊見國家官莊給牛種。一兵卒之力歲納糧十石。則地固非瘠而力亦可用。今流人之賞、旗者。且倍於兵。依之而行之。則歲徵糧不啻萬計、而桀、鶩之輩、使皆斂手、婦農。又策之、至善者。守土者。宜亦計及此也。」と述べており、文意や、明確を欠くが、要するに、旗に賞給して奴となす流人の数はまさに兵に倍せんとしておるが、流人を以て官莊を設け農耕に従わしめるならば、それによって得られる、徵糧石数は、莫大な額に上るのであろうし、また同時に桀、鶩の罪徒を婦農せしめるのにも役立つ、まことに良策ではないかというのである。また乾隆四十八年四月癸亥の黒龍江將軍恒秀の奏を見ると、

臣抵任後。查看台站官屯。各丁風氣尚屬儉僕。惟新設十莊屯丁。除旗人家生奴僕。原係土著。俱能耐勞。亦各安分。其餘屯丁係遣犯隨來之子。及來歷不明之民人。遊惰者多。納糧時往往拮据。臣查其情形。亦多願回籍者。（下略）

（高宗實錄
卷一七八）

とある。これらの記事から察すると、官莊の新置或は莊丁の補充に當って、遣犯が直接充當された証左は見当らぬとしても、彼等の隨來子弟とか、遣犯の釈放されて民となった者とか、何れにしても流人分子が官莊に投入していることは、恐らく間違いなからう。こゝにいう「來歷不明之民人」の中には脱逃人犯や流犯の前歴を有する者などが混入

しておらなかったとは保証の限りではあるまい。嘉慶年間の西清の「黒龍江外記」巻三に

旗下八部落外。来至内地。編入軍籍。營站屯三項也。營水師營也。総管治之。站上下二十站也。站官治之。屯官地也。官治之。三者流人戍卒子孫而吳尚耿三藩旧戸站上居多。故皆無仕進之例。不応役則自食其力。而屯丁請還籍聽之。營站兩項不能也。

と見え、營丁・站丁・屯丁に流人出身の者の多かつたことが改めて確認される。なおまた

流人遇赦不帰。例入官地安插。不則自入伯都訥民籍。然後可居境内。非是者謂之浮民。境内不留也。然今齊齊哈爾浮民無數。商販私立家業者亦不少。皆例所禁。

とあり、流犯で服役期間満了と共に、或はまた赦に遇つて釈放された者、更にまた既述の如く贖身によって自らを奴から解放した者もそうであろうが、原籍地へ帰還せず現地に住み着いた場合は、官地に入れられるか、自ら民籍に入るか、その何れかであったことを示している。その何れなりと、幸い自活の道を講じ得た者は、辺疆社会の比較的健全な階層を形成したであろうが、これに反して然らざる者は浮民として遊民無頼の徒ともなり、匪類とも化し、脱逃者らも亦これに加わつて悪の温床をなし、險悪な空気を醸成していたものと思われる。

ところで、同じく「黒龍江外記」巻三には嘉慶十三年編審戸口数を載せている。即ちこれによれば

齊齊哈爾旗營站屯	九、七〇二戸	四八、三一一名
墨爾根八旗營屯	一、八五五戸	七、九六九名
黒龍江八旗營屯	四、一九九戸	一九、三八八名
呼倫貝爾八旗	四、七六九戸	二九、七一一名
布特哈八旗	四、〇三三戸	一八、九三三名

呼蘭八旗管屯

一、六五九戸 一一、九一四名

通計全省共

二六、二一七戸 一三六、二二八名

となつており、呼倫貝爾・布特哈・呼蘭を除いた齊齊哈爾・墨爾根・黒龍江三城について、これを先きに掲げた「龍沙紀略」の戸口資料と比較して見るならば、人口増殖の跡歴然たるものがあるが、この間少なくとも約七、八十年の時間的隔りがあることを思えば、蓋し当然であろう。既に乾隆十年六月癸卯の議覆に見える黒龍江方面を巡察した戸部郎中福明安の言によれば、「黒龍江等の処の兵丁は生齒日に繁く、現在各城の壮年間散旗丁は五千余名であつて、早急に生計の途を謀らなければ、将来必ず窮乏するに至るだろう。」(高宗実録 卷二四二)といつてゐる。一体京旗を始め各地駐防の間散旗丁が増加し、その生活問題が重大化して来るのは、当時における全国共通の現象であつて、この場合もその現われの一つと見ることが出来よう。何れにしても人口増加の兆は、単に兵丁人口のみならず、一般人口についても固よりいうまでもなく、康熙から乾隆にかけて上昇の途を辿つたのであつて、辺疆社会としてその例外ではなかつた。雍正十年十二月癸酉の軍機大臣等の議覆に引用されている御史章格の黒龍江方面の視察報告の中には

(上略) 兇遣黒龍江地方之覺羅等子孫。生育甚繁。並無教訓之人。日流汗下。且有在彼披甲者。查該処之甲特為養瞻該処之人。若多為覺羅所得。則有碍於本処人等生計。若不令披甲。覺羅等又無以為生。且既披甲必致与兵丁一体驅使。又恐歷年久遠。覺羅等之子孫成致難以查考。(下略) (世宗実録 卷一二六)

と見え、同方面へ兇遣の覺羅の子孫が繁殖し、その数を増すに至つていたことが知られ、しかも教導の人がなく野放し状態に在ることが彼等の特殊身分者である故に憂慮されており、また彼等の中には生計のため已むなく披甲となる者があるが、それは本地人の職場を塞ぐことになり、且つ兵丁と一体に驅使されることとなるのは、差し障りがあるうといふのである。また乾隆四十四年五月庚寅の軍機大臣等の議准は、黒龍江將軍傅玉等の奏請を引いて

内称。黒龍江地方。屢經奉諭。禁止流民棲止。除往來貿易者。並無攜帶家口居住之人。惟節年奉部發遣人犯。及放出旗奴所妻子女。漸俱長成。相聯姻戚。在各城居住。已有數百名之多。查辺疆之地。積貯糧穀。最為緊要。應於齊齊哈爾地方。增添官屯數處。領催一名。其余丁口。俱載入各城官屯冊內。以備挑捕。 (下略) (高宗實錄 卷一〇八二)

とある。これは發遣人犯及び放出旗奴の余丁を撥派して官屯を設けんことを請うたものに外ならないが、これによれば、遣犯や放出旗奴の子女が成人し、互に姻戚關係を結んで世代を重ね、当時各城に居住するもの數百名の多きに達していたことが窺われる。これを以てしても年々發配される人犯の外、従前の遣犯の子孫が次第に増殖し、自ら彼等同志による地域社会が辺疆に形成されつゝあつた一面を知ることが出来るように思う。

むすび

以上數節に互つて述べ來つた如く、清代辺疆に配流に処せられた罪犯の流刑地における態様は、官犯・常犯それぞれ多様であつて、流犯各個の流謫生活について見ても、既に有高博士の研究に見られるように、少なからず興趣を覚えるエピソードのまつわるものがなくはないが、それは兎も角として、流犯の中でも特に常犯で「苦差に充當」せられるか、「官兵に給して奴とされた」ものが辺疆社会の形成に与ること少なくなかつたことは、看過し得ないところである。これら流犯の出自は、社会の各階層に互り、また彼等の出身地も亦全国に及んでおるといつて過言であるまい。黒龍江方面だけについて見ても、今試みにその數量の比較的多かつたと思われるものを拾つて見ただけでも

康熙三十八年七月 湖広茶陵州の叛徒華虞臣等九十六人 (聖祖實錄卷一九四 同月癸丑の条)

〃 五十年十月 太原府の暴民陳六等三十六名及び婦女三十六口 (聖祖實錄卷二四八) 同月丙辰の条
 雍正三年十二月 年羹堯の一味鄒魯の親弟兄子姪及びその妻女 (世宗實錄卷三九) 同月甲戌の条
 乾隆四十年正月 呂懿兼・呂敷光及びその家屬 (高宗實錄卷九七五) 同月庚申の条
 〃 四十一年五月 番魯索諾木等の一味とその家屬四十五名 (高宗實錄卷一〇〇八) 同月壬申の条
 〃 四十五年八月 広東の沙灣・莪塘等の処の巨盜一百四十余名 (高宗實錄卷一一一三) 同月壬戌の条
 〃 五十四年六月 西寧回匪の馬有成等二十四名及びその家屬 (高宗實錄卷一三三三) 同月甲申の条
 〃 五十九年九月 四川・陝西・湖北三省の邪教徒の一部二百余名 (高宗實錄卷一四六〇) 同月丁亥の条
 〃 〃 十月 王心琥・宋文清等邪教徒四、五百名 (同上) 同月甲午及び乙亥の条
 嘉慶 七年三月 白倫・林面・林強等の台湾の小刀会の一味 (仁宗實錄卷九五) 同月辛未の条

の如くであり、この外一々挙げないが、乾隆末年から嘉慶年間にかけて洋盜・会匪・教匪或は苗匪の類で黒龍江方面に送られ、奴とされたものは多数に上っている。これらの雑多な分子が同方面に持ち込んだ社会関係なり、風俗習慣なり、或は言語信仰なりは、これまた頗る猥雜多岐に互るものがあつたことは、想見に難くないであろう。辺疆社会の考察に際してこれらの問題も当然検討を要するところであるが、今は姑らく措く。何れにしても、この意味において清代満洲の黒龍江方面に形成された社会は植民地社会であり、しかもそれが遣犯及びその子孫を主たる構成分子とするところの流人社会ともいふ得べきものであつたところにその特色が見出される。彼等は人口構成の上で無視することの出来ない比率を占めていたのは固より、上述の如く、官荘の屯丁として、はたまた兵丁の奴として農業生産部門を担当したのみならず、その他製塩などの生産部門にも与り、辺疆社会の公私経済の一翼を荷っていたのである。

たゞしかし彼等の中、辺疆社会の安定要素となつたものは別として、其他の不逞の分子が絶えず社会不安を醸し出していたことも、同時に認めなければならぬであらう。殊に乾隆・嘉慶の交より清朝の流刑政策が破綻を来たし、各流刑地が罪犯過多に悩むようになると、黒龍江方面においても事情は全く同じであつて、脱逃者の続出を見、定職なき居所不定の遊民が街に徘徊して悪事を企み、或はまた匪と化した連中が出没して強奪・殺人を敢えてするといった事態が生まれ、北辺の社会に殺伐にして暗い空気を漂わせていたことも亦事実と見做される。終りに「黒龍江外記」の一節を掲げよう。同書巻六に

黒龍江極辺苦寒之地。自設將軍鎮守。凡旗民雜犯重罪載在刑律者。或以免死。或以加等發遣茲土。分管東安插當差為奴諸条各有等差。惟官吏奉謫遠夷徙置。不在常例。其雜犯每歲踵接而至。無慮數百人。向皆分通諸城。(中略) 邇來為奴者。齊齊哈爾留大半。外城不過十之二。此輩中由教匪洋盜免死。悍戾成性。与他命盜案及牽連坐罪者尤不同。約計齊齊哈爾今有三千余名。余城一千名以外。蓋久未停遣。東來者日衆。遊手聚居。是在撥遣鈐束之有法耳。と述べているのは、流人社会としての黒龍江社会の成り立ちを語つて、簡にして要を得たものというべきである。

註

(1) 例えば「安置」については明史卷九三、刑法志一に「流有安置。有遷徙。有口外為民。」とあつて「流」の三種類の中の一つに数えられている。六部成語註解には「安放流徒之犯。令其工作也」と解している。但し清律においては「安置」が明律におけるような特別の意味に用いられておらないから一応普通用語として取り扱つて差支えないであらう。「安插」との別も亦分明でないが、兩者共に流犯を配所に安住せしめる意に外ならないであらう。監督、取締りの程度も他に比して最も寛であつたと見做される。

(2) 国務院法制局法制史研究室注「清史稿刑法志注解」五三―五五頁参照。

(3) 光緒大清会典卷五三、刑部五刑の条参照。

- (4) 例えば乾隆四十三年三月伊犁へ改竅された建水県々令孫鑣の場合は「充当苦差」であり（高宗実録卷一〇五三、同月甲申の条）、同四十六年八月同じく伊犁に流された王荄（王賈望の子、捐納員外郎）・王榮（同、捐納主事）・王焯（同上）の場合には、「自備資斧。充当苦差」であり（高宗実録卷一一三八、同月戊寅の条）、その例證に乏しくない。
- (5) 仁宗実録卷三〇九、嘉慶二十年八月乙卯の上諭参照。
- (6) 光緒大清会典事例卷七四四、刑部名例律、徒流遷徙地方四
- (7) 雍正六年に定められた「嚴遣犯之不法之例」を指していると思われる。この定例の直接動機となった事情は、披甲查書なる者の夫妻、父子及び弟妹更に叔祖母一家九人がその奴紀二によつて殺害された事件に発している。（皇朝文献通考卷二〇三、刑考九徒流の条及び同卷一九七、刑考三刑制の条参照）
- (8) 例えば、伊犁の厄魯特に給して奴とされた遣犯魏王凱が、主人の博鄂洛克的管束が甚だ厳であったので心に忿恨を抱くに至り、主家五人を殺して嗣を絶つに至らしめたが如き（高宗実録卷一三〇一、乾隆五十三年三月己丑の上諭参照）、また黒竜江に発配、奴とされた人犯馮順が主人安桂の母、妻子従弟等を殺傷したが如き（同卷一三三〇、乾隆五十四年閏五月己亥の上諭参照）、皆その例であらう。
- (9) 光緒大清会典卷五三、刑部五刑の条参照。
- (10) 従来黒竜江へ発して奴となすべき罪犯を官員に賞給する定例はなかったが、これより先き乾隆三十三年二月乙丑の黒竜江將軍富僧阿の奏請に基いて、官員については人犯二十名に一名の割合でこれを賞給することを准すこととなつてゐる。（高宗実録卷八〇四）恐らくこの場合は更にその枠を拡げることが考えられたのではなからうか。何れにしてもこれまで現地官員に遣犯を奴として給することは、原則的には認められなかつた模様である。
- (11) 仁宗実録卷二二、嘉慶二年九月乙酉の上諭参照。
- (12) 同 卷二六七、同年同月庚寅の条参照。東華録、嘉慶三八、同年同条に簡単に「以黒竜江吉林遣犯衆多。命嗣後俱發新疆。」とあるのはこれである。
- (13) 例えば、乾隆二年四月の恩赦の令は高宗の登祚を機とするものであるが、それによると、現に軍・流・徒に讞せられた人犯で未だ配所に至らないものは皆回籍せしめ、また既に配所に在るものも、情罪重大なるものを除いて、安靜悔悟、三年をすごしたものは回籍を准している。（高宗実録卷四一、同月乙亥の条）なお皇朝文献通考卷二一〇、刑考赦宥の条参照。
- (14) 高宗実録卷二六〇、同年同月丁卯の条。

- (15) 同 卷九四一、同年同月癸丑の条。
- (16) 同 卷一〇四八、乾隆四十三年正月壬申及び癸亥の条参照。
- (17) 同 卷一二四二
- (18) 同 卷一四四一、同年同月戊午の上諭参照。
- (19) 同 卷一四四六、同年同月庚午の上諭参照。
- (20) 同 卷一四二二
- (21) 同 卷一二七三、乾隆五十二年正月甲午の刑部の議准参照。
- (22) 仁宗実録卷二三〇、嘉慶十五年六月丙戌の上諭
- (23) 同上
- (24) 高宗実録卷八一八、同年同月甲午の条。
- (25) 仁宗実録二六六、同年同月丁巳及び壬戌の上諭参照。
- (26) 康熙五十年福建の海賊鄭尽心、浙江の同じく蔡元良、山東の同じく張景竜等の一味を水性に暗熟せる故を以て特に死を免じて黒竜江・寧古塔等の処に発して水手に充てたのや（聖祖実録卷二四六、同年五月己酉の刑部題）、同五十二年盛京金州地方に水師營を設立するに際し、投降し來つた浙江海賊の陳尙義等の一部を召募の島丁と共にこれに充てることとなしたのは（聖祖実録卷二五五、同年五月乙卯の兵部題及び同じく卷二五六、同年九月甲戌の九卿等の議覆）、その例といえる。
- (27) 欽定盛京通志（乾隆四十三年撰）卷三八、田賦二の条参照。
- (28) 有高 崧「清代滿洲流人考」（三宅博士 古稀祝賀 記念論文集所収）参照。

（昭和三十七年一月末日）